

# 業務指示書

## ミャンマー国バゴー地域西部灌漑農業収益向上プロジェクト

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年12月2日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 真野 修平 Mano.Shuhei@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年12月7日 までにJICAホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：農業開発に係る各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、40 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／市場流通）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：農産物市場流通
- 2) 対象国又は同類似地域：ミャンマー 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 官民連携】

- 1) 類似業務の経験：農業における官民連携
- 2) 対象国又は同類似地域：ミャンマー 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 営農／ジェンダー】

- 1) 類似業務の経験：営農
- 2) 対象国又は同類似地域：ミャンマー 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）  
ジェンダー格差等の現地社会構造を踏まえた営農指導

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年12月18日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- ・業務用機材費 (指示書で指定されているもの以外)
  - ・現地国内研修、第三国研修経費
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険 (戦争危険担保特約) あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- ( ) 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター (Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
- 航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
- なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
- 航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MMK1 = 0.095 円 , US\$1 = 120.93 円 , EUR1 = 132.36 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：12月24日(木) ～  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部(麹町) 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/市場流通  
官民連携  
営農/ジェンダー

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

77.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年1月6日(水)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。
- ( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表  
ミャンマー国バゴー地域西部灌漑農業収益向上プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/市場流通	(24.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	( - )	(9.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(6.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 官民連携	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 営農/ジェンダー	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 【第2 業務の目的・内容に関する事項】

## 1. プロジェクトの背景

ミャンマー連邦共和国（以下、「ミャンマー」という。）の農業セクターは、GDPの34.7%（2011/12年度、農林畜産合計）、輸出の16.4%（同）、就業人口の61.2%（同）を占める重要産業である。また、ミャンマー農業セクターは高い開発ポテンシャルを持ち、耕地面積約1,225万ha（日本の2.7倍）、水資源年間1082km<sup>3</sup>（日本の2.6倍）を有する（2011/12年度、ミャンマー政府統計）。

しかし、ミャンマーでは低い灌漑率、低い生産性により農業開発のポテンシャルが生かされていない。ミャンマーの灌漑面積は、作付面積の15.9%（2012/13年度、農業灌漑省統計）であり、周辺ASEAN諸国のタイ27%、ベトナム32%（基礎情報収集確認調査）に比べ低く、既存灌漑施設の老朽化により減少している。また、ミャンマーの農家経営は、安価な労働力に頼った資本粗放的経営であり、生産性が低い。

これら課題に対処するため、JICAは、円借款「バゴー地域西部灌漑開発事業」（2014年9月借款契約調印）にて、少雨かつ灌漑率の低いバゴー地域西部で、灌漑施設の整備・改修並びに農業機械化の推進を行う事業を実施中だが、円借款事業の効果増大のためには、同灌漑地域の営農上の課題（保証種子の未利用、粳品質のばらつき、安値での粳販売、田越灌漑による肥料の流亡など肥料・農薬等の非効率的な投入、劣化した豆種子の利用、機械化の遅れ、三次水路の未整備・非効率な水管理慣行等）及び灌漑施設の維持管理上の課題（維持管理における農家の非関与による施設の劣化等）に取り組む必要がある。

8万7千haの広大な円借款事業地域を対象に、限られた政府予算のもと農業普及を行うためには、民間企業と農家の営利活動を通じて広まる収益性の高い営農モデルを構築し、効率的な普及方法を確立する必要がある。例えば、質の均一な保証種子の供給、農家の生産する均一な粳の精米業者による高値での買い取り、低い破碎米率による精米歩留りの向上という好循環を作り出すことができれば、この取り組みは営利活動を通じて波及することが期待される。米生産・販売上の課題は、農家の生産する不均一な粳品質による精米段階での破碎米率の上昇である。このため精米業者は、市場に安値で販売せざるを得ず農家からの買い取り価格も安くなる一方で、農家は、均一な粳を生産しても一戸ではロットが小さく精米業者に高値で買い取ってもらえない、あるいは、種粳の品質が不均一なため生産される粳の品質には限界がある等の悪循環に直面している。

上述の好循環を創造するためには、農家への技術普及を担う農業灌漑省農業局だけでなく、精米業者・流通業者、種子企業・種子農家、農家等の関係者間の調整を行いうるミャンマー米協会等の能力強化が求められる。

また、灌漑施設の維持管理向上には、灌漑施設管理や用水配分管理など制度の見直し求められる。現状、灌漑施設の維持管理に農家の関与が得られていないため、支線水路の雑草処理等まで予算措置を講じる必要がある。限られた予算の下、頭首工や一次水路等の維持管理を優先せざるを得ず、結果として、支線水路の劣化が進み灌漑面積の縮小につながっている。雑草処理など維持管理への農家の参画を促すためには、用水配分管理の改善により農家への裨益を向上させ、負担と裨益をバランスさせる必要がある。

バゴー地域西部灌漑農業収益向上プロジェクト（以下、「本プロジェクトは」）、これら取り組みにより農家経営単位の収益性を向上させた「民間企業活動を組み込んだ収益性の高い農業モデル」を構築することを目的とする。

## 2. プロジェクトの概要

### (1) プロジェクト名

バゴー地域西部灌漑農業収益向上プロジェクト

### (2) 上位目標

対象地域の農業収益性が向上する。

### (3) プロジェクト目標

灌漑農業による民間企業活動を組み込んだ収益性の高い農業モデルが構築される。

### (4) 期待される成果

成果1：公的機関－民間企業－生産者（農家）間の関係が強化される。

成果2：モデル農家の収益性が向上される。

成果3：対象地域において、参加型水管理にかかる指針が整備、運用される。

### (5) 活動の概要

#### 【各成果に共通する活動】

1-0-1 プロジェクト対象農家とコントロールグループ農家の農業経営の収益性に係るデータをベースライン調査とエンドライン調査で収集する。

1-0-2 プロジェクトサイトの営農上の現状の課題を再確認する。

1-0-3 プロジェクトの個別活動を検討するにあたり、実現すべき土地生産性と労働生産性の適切なバランスを見極める。

#### 【成果1に係る活動】

1-1 米の保証種子の利用を促進する。

1-1-1 プロジェクトサイトの種子生産モデル村、農業局種子圃場、タウンシップ事務所普及員の種子栽培の現状を把握する。

1-1-2 農業局種子圃場の原々種種子 (Foundation Seed) と登録種子 (Registered Seed) の品質向上能力を強化する。

1-1-3 普及員及び種子生産農家の保証種子 (Certified Seed) の品質管理に係る意識を改善させる。

1-1-4 精米業者／仲介人による種子農家からの保証種子の買い取りを促す。

1-1-5 保証種子を農家に提供し、保証種子から生産された粳を高値で買い取る取り組みについて、精米業者の参画を得る。

1-1-6 米の保証種子に関して公的機関、民間企業、生産者間のネットワークを強化する。

1-2 米以外の穀物の優良種子の利用を促進する。

1-2-1 プロジェクトサイトに米以外の穀物の優良種子を導入する。

1-2-2 農業局スタッフ、農家及び民間企業に米以外の優良種子の増殖技術に関する

研修を行う。

- 1-2-3 流通業者を優良種子の配布活動と、優良種子から栽培された農産物を高値で購入する活動に参入させる。
- 1-2-4 米以外の穀物の優良種子の利用促進について公的機関、民間企業、生産者間のネットワークを強化する。

#### 【成果2に係る活動】

- 2-1 6タウンシップにある農業機械化局の展示圃場で、収益性の高い年間三期作と二期作モデルを立証する。
    - 2-1-1 各タウンシップに適した三期作モデルを市場ニーズを加味しながら特定する。
    - 2-1-2 農業機械化局展示圃場で三期作を行う農家の能力を強化する。
    - 2-1-3 各タウンシップに適した二期作モデルを市場ニーズを加味しながら特定する。
    - 2-1-4 上記2-1-1及び2-1-3で特定された米、豆類とその他重要な作物の優良種子を導入する。
    - 2-1-5 農家の農業投入財の利用技術を強化する。
    - 2-1-6 農家の稲作の水管理能力を強化する。
    - 2-1-7 コンバインの適切な利用に関する農業機械ステーション職員と農家の能力を強化する。
    - 2-1-8 圃場ごとの水管理技術と豆類の畝立て栽培技術を導入する。
  - 2-2 活動2-1で導入された技術を効果的かつ持続的に普及する。
    - 2-2-1 モデル農家に農業簿記を導入する（注）。
    - 2-2-2 2-2-1のデータを分析し、2-1で導入された技術の効果を可視化する。
    - 2-2-3 ポスター、ラジオ、新聞広告等を通じて、2-2-2で得られた情報を活用しつつ、2-1の技術を広報する。
    - 2-2-4 教本、ポスター、DVD等の普及教材を作成し、農家開発センター（Farmer Development Center）を通じて、2-1の技術を普及する。
    - 2-2-5 モデル農家の電話番号一覧を各村の連絡農家（Contact Farmer）に配布する。
    - 2-2-6 6タウンシップの圃場整備未了地区からモデル農家を選定し、2-1の技術を適用する。
- （注）RDのPDMでは、コントロールグループ農家にも簿記を導入することになっているが、心情的・倫理的な問題を内在するため、コントロールグループへの簿記導入は行わず、ベースライン調査、エンドライン調査のみでデータ収集する。

#### 【成果3に係る活動】

- 3-1 事業モニタリングを通じて、プロジェクトサイトにおける灌漑施設の利活用に係る中長期的な問題点を抽出する。
- 3-2 プロジェクトサイトにおける参加型水管理ガイドラインを作成する。
- 3-3 灌漑セクター関係者による定期的な意見交換の場を設定し、意見交換をリードする。
- 3-4 参加型水管理ガイドラインについて、他ドナーを含む関係者と意見交換の上、中央政府に提言する。
- 3-5 水利組合が設置された後に、同組合による参加型水管理の取り組みを支援する。
- 3-6 プロジェクトサイトにおいて、圃場整備ガイドラインの緬政府による利用と普

及を支援する。

3-7 ミャンマー国内の灌漑施設の視察、関係者との意見交換を通じ、灌漑セクターの問題解決のための助言・提言を行う。

(6) 対象地域

バゴー地域西部ピー郡、タヤワディ郡の4灌漑地区(87,596ha、農家人口116,738人)。パイロット地域は、モデル構築の実現性の高い農業機械化局のモデル圃場整備地域6か所及びモデルの波及可能性の高い幹線道路沿いの非圃場整備地域12か所(後者は事業実施中に選定)。

(7) 相手国側実施機関

<実施機関> 農業灌漑省農業局

<総括機関> 農業灌漑省計画局

<協力機関> 同省灌漑局、農業機械化局(AMD)、ミャンマー米協会等

(8) プロジェクト実施期間

2016年3月から2021年2月を予定(計60か月)

### 3. 業務の目的

「バゴー地域西部灌漑農業収益向上プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/Dに基づき業務(活動)を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

### 4. 業務の範囲

本業務は、JICAがミャンマー農業灌漑省と締結したR/D(Record of Discussions)に基づき実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。

JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置(先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等)を取ることにする。

(2) 成果3の直営専門家との役割分担

本プロジェクトでは、成果1、2を本契約によるコンサルタント専門家が、成

果3を農林水産省の推薦に基づく長期専門家が担当する予定。業務の実施にあたっては、同専門家と十分な情報共有との共同体制の構築を行うものとする。コンサルタント専門家はピーを拠点とし、長期専門家はネピドを拠点とする予定。

なお、成果3-5など、ネピド滞在の専門家1名では対応が困難となる可能性のある活動については、事業の進捗を踏まえつつ、必要に応じて、本契約の変更による追加投入を検討する場合もある（例えばローカルコンサルタントの投入など）。

### (3) 円借款の実施管理コンサルタントとの役割分担

円借款実施管理コンサルタントは、建設事業の実施管理を主な業務としている。本技術協力プロジェクトでは、営農や水利に係る業務を行う。相互に独立して実施するプロジェクトではあるものの、円借款コンサルタントとの情報共有は、密に行う。

### (4) 円借款の事業進捗との関係

円借款事業は、2016年12月までに北ナウイン、南ナウインを完工、2018年12月までにタウンニョとウェジを完工予定。本事業ではモデル活動をまずは全6タウンシップの圃場整備地区で同時に行い、2018年から圃場整備未了地区に展開する想定だが、円借款事業の遅延の可能性があるため、事業の実施において円借款事業の進捗との整合性に留意する。

### (5) 民間企業との連携と利益分配

本事業は、精米業者等民間企業の営利活動を通じて農業技術の改善が図られることを目指す。例えば、精米業者が保証種子による米生産を農家に普及することで、精米歩合を向上させ利益を上げる取り組みをプロジェクトが促す。その際、民間企業のみならず農家も裨益する取引の在り方を模索する。

### (6) 経営面からのアプローチ

本事業は個々の営農技術の改善ではなく、農業経営体の収益性の向上を狙う。そのため、個々の営農技術の改善の取り組みは、収益性の向上にどの程度資するかという観点で優先順位をつけて取り組むこととする。PDM上に記載されている活動でも、効果の発現度合いに応じ、事業進捗の中でメリハリをつけるなど、コンサルタントが能動的に提案する。

### (7) 波及を狙うアプローチ

本事業では、農民間に波及する収益性の高い農業経営モデルを構築し、かつ波及を促進するための行政の機能強化を行うことを主眼としている。そのため、プロジェクトによる普及のための大規模な研修等は想定していない。1~2年目は圃場整備済みのAMD展示圃場内でモデル構築に注力する。3~5年目は圃場整備未了地域でのモデル構築と一般農家への波及展開を図る。

### (10) ジェンダーの視点

ミャンマーでは、苗植えから収穫まで全ての工程に女性が主体的に取り組んで

いるため、本プロジェクトでは、①女性農業従事者が担う／意思決定を行う農作業の特定、②それを踏まえた技術支援ニーズの確認を行い、活動計画に反映し、ジェンダーの視点を踏まえ活動を実施する。

#### (1 1) 現地リソースの活用

現地では元農業灌漑省職員がコンサルタントとして活動しており、一定の役割を期待できるため、事業実施の計画を立案する際に、その活用を十分に検討する。

また、近年多くのNGOがミャンマー国内で活動を開始しており、農村開発分野でも一定の経験を有しているため、これらNGO等の活用も検討する。

#### (1 2) スケジュール

本業務については、以下の2つの期間に分けて実施することを想定する。前半は圃場整備を了したAMDの展示圃場での活動が中心となり、後半はそれ以外の圃場整備未了地区の圃場も対象とする。なお、これは契約の期分けではなく、全体としては1つの契約で実施することによりは変わらない。

前半：2016年3月上旬～2017年12月下旬

後半：2018年1月上旬～2021年2月下旬

スケジュールは、POを踏まえつつ、より適切なスケジュールが考えられる場合には、プロポーザルにて提案すること。

## 6. 業務の内容

### 【全期間に共通の業務】

#### (1) モニタリングシートの作成

JICA所定の事業進捗モニタリングシートを実施機関と協力して作成し、プロジェクトの進捗状況（JICAが派遣する専門家の活動等を含めたプロジェクト全体の進捗）を確認する。案件開始時に実施機関とともに、R/D署名時に合意したPDM、POからの変更有無を確認し、それを踏まえ、モニタリングシート Ver.1を作成する。その後は前回 Ver.作成後6か月ごとにモニタリングシートを作成する。

#### (2) 合同調整委員会（JCC）の開催支援

少なくとも年に1回JCCを開催し、プロジェクトの進捗を報告し、プロジェクト全体に関する実施方針について合意を得る。

#### (3) 広報活動

本協力の意義、活動内容とその成果を日本・ミャンマー国民や民間企業及び他ドナー等に広く理解してもらえよう、様々な手段を用いて分かり易く効果的に発信する。

### 【前半：2016年3月上旬～2017年12月下旬】

雨季作2回、乾季作2回（2回目は準備まで）が対象。活動はモデルサイトのうちAMDの展示圃場を中心に実施。日本人専門家による農家への直接的な指導を通じて、AMD展示圃場内にモデル的な経営を実現することを主眼とする。カウンターパートとなるミャンマー行政官に対しては、主として日本人専門家の指導に同行することによるOJTを行う。

以下、業務を想定される時系列で記載する。【カッコ】内は、日本人専門家の業務時期であるが、これ以外の時期にはローカルコンサルタントが業務を行う。



## 国内【2016年3月】

### (1) ワーク・プラン（原案）の作成

プロジェクトにかかる詳細計画策定調査討議議事録等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（原案）（英文）に取りまとめる。

## 【2016年4月～2016年7月】

### (2) ワーク・プランの協議

(1) のレポートを基に、現地ミャンマー側関係者と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有し、Monitoring Sheet Ver.1を作成する。

### (3) モデル農家及びモデル精米所の選定

(ア) モデル農家選定クライテリアを設定する（例えば、普及員、行政区村長（Village Tract leader）、集落長（Village leader）の三者の推薦・合意のある者を選定する等）。

(イ) モデルサイトのうち AMD の展示圃場で、モデル農家を選定する。その際、モデルの成功確率の高さ（人並み外れて優秀な農家）と、普及可能性（一般的な農家）のバランスに留意する。また、モデル活動に参加することに伴うリスク（優良種子を購入したが、販売額が伸びず赤字になる、新品種を導入し失敗する等）を明示し、農家が、リスクと便益を比較した上で参加の意思決定をできるようにする。

(ウ) モデル精米所を選定する。必要に応じて仲買人等関係業者も選定する。

### (4) ベースライン調査の実施（活動1-0-1）

PDM 指標のベースライン値を収集する。ベースライン値は、with、without を計測するために、モデル農家と、コントロールグループ農家の双方から収集する。調査票及び集計データセットは、事後評価時に第三者コンサルタントが追跡しやすいものとする。具体的には、エクセル等の電子データ上で、個々の農家を特定できるパネルデータとし、個人の追跡は個票にさかのぼらないと不可能という事態を避ける。

なお、一環として、農家の農業経営の収益性を測定するための農家帳簿を作成する。この農家帳簿は、事業実施中に、モデル農家が、農業簿記として記帳を継続することを想定したものとする。コントロールグループ農家については、ベースライン調査、エンドラインサーベイのタイミングでデータを収集し、継続記帳は行わない。コントロールグループ農家については支援対象とされないことに係る心情的・倫理的な問題を内在することから、コントロールグループ農家に対する説明には十分配慮する（一般的な農家経済調査としてアンケート・面接を行うなど）。

プロジェクト目標の二つ目の指標のコントロールグループ農家は、非圃場整備地域の一般農家とし、成果2の指標のコントロールグループ農家は圃場整備地域内の非モデル農家とする。なお、この段階では、非圃場整備地域にモデル農家は設定されていないので、プロジェクト目標の二つ目の指標のコントロールグループ農家はプロジェクトサイト内の一般農家から無作為抽出等によって選定する。

また、ベースラインで調査では、ジェンダーの視点を導入した事業効果向上のた

め、①女性農業従事者が担う／意思決定を行う農作業の特定、②それを踏まえた技術支援ニーズの確認を行う。さらに、他案件との連携も視野に農家の資金ニーズについて確認する。

(5) プロジェクトサイトの営農上の課題確認 (活動 1-0-2)

ベースライン調査の一環として、対象地域の営農状況及び市場ニーズのレビュー、課題整理を行う。

(6) モデル農家の経営改善方針の検討 (活動 1-0-3)

ベースラインサーベイで明らかになった農業経営の実態を踏まえ、モデル農家の収益性向上のための経営改善方針を検討する。その際、土地生産性と労働生産性のバランスをとり経営全体としての効率化を図ることを意識する。例えば、土地生産性は高いが労働生産性が必ずしも向上せず農家に受け入れられにくい類の技術の導入を避けるなど。併せて、ベースライン調査で明らかとなったジェンダー上の特徴も十分踏まえることとする。

(7) 農家経営帳簿の導入 (活動 2-2-1)

モデル農家に農家経営帳簿を配賦し、記帳指導及びモニタリングを行う。その際、記帳するインセンティブをもたらす仕組みを作る(帳簿の買い取り、相互監視の仕組み等)。

(8) モデル農家の連絡先一覧の作成・配布 (活動 2-2-5)

モデル農家の連絡先一覧を作成し、DOA のコンタクトファーマーに配布する。なお、モデル農家に対して、親族や知人等へ学んだ技術を伝えるインセンティブを高める仕組みを検討する(例えば、伝えた人数に応じて、翌年に優良種子を補助する等)。

(9) モデル農家への保証種子の試行配布 (活動 1-1-4、1-1-5)

AMD の展示圃場において、雨季作で保証種子の効果を実証するため、精米歩合の違いを出すことができる面積に対してモデル農家に保証種子を配布する。そのため保証種子を調達する。効果検証のための各種データを収集する。また、翌年の保証種子の調達について、所要の調達量が確保できるように種子生産者と生産量や買い取り価格等について事前の調整を図る。

(10) 米優良種子増殖・普及体制の強化

以下の取り組みについては、技プロ「農民参加による優良種子増殖普及システム確立計画プロジェクト」の知見を活用しつつ、「総括／市場流通」、または「官民連携」の専門家によりモニタリング可能な範囲で行うこととし、プロジェクト一年目から終了まで継続的に実施する。

(ア) プロジェクトサイト内の 6 タウンシップの DOA の種子圃場、タウンシップ普及員、及び Model Seed Villages (DOA が指定する種子生産重点圃場) の種子生産の現状を確認し、プロジェクトの取り組みにより効果の上がると見込まれる改善点を抽出する (活動 1-1-1)

(イ) DOA の種子圃場における原々種種子、登録種子の品質向上のための技術指導を

行う。(活動 1-1-2)

(ウ) 保証種子利用に係る普及員及び農家の意識改善の取り組みを行う。圃場検査用のバイクを供与する。(活動 1-1-3)

(11) 農業投入財の適正利用 (活動 2-1-5)

モデルサイトのうち AMD の展示圃場のモデル農家に対して、肥料及び農薬の適正利用に係る指導を行う。その際、JICA の実施済み案件 (ナルギス被災地域における農業生産及び農村緊急復興のための農地保全プロジェクト、農業普及人材育成計画プロジェクト等) の普及教材を活用する。

(12) 稲作の水管理の改善 (活動 2-1-6)

モデルサイトのうち AMD の展示圃場のモデル農家に対して、圃場毎の水管理を可能とする圃場整備の利点を生かし、中干し等の稲作の水管理技術を指導する。コンサルタント不在期間中に農家に対する技術指導を行う必要がある場合は、ローカルコンサルタントやカウンターパートに対して事前指導を行うなど、その準備を行う。

【2016 年 10 月～2017 年 1 月】

(13) 三期作向けの推奨作目選定 (活動 2-1-1)

タウンシップ毎に、市場動向を念頭に置きつつ、三期作に適した作目を検討する。

(14) 三期作の導入 (活動 2-1-2)

モデルサイトのうち AMD の展示圃場のモデル農家に対して、特定した三期作の作目を導入するために必要な技術指導を行う。

(15) 二期作向けの推奨作目選定 (活動 2-1-3)

タウンシップ毎に、市場動向を念頭に置きつつ、二期作に適した作目を検討する。

(16) 米以外の作物の優良種子のプロジェクトサイトへの導入 (活動 1-2-1)

本事業初年度に限り、事前に JICA が農業研究局等を通じて、ケツルアズキ等の米以外の作物の優良種子を確保しているため、コンサルタントは、同種子をプロジェクトサイトに導入するための関係機関との調整を行う。モデルサイトのうち AMD の展示圃場で、乾季作で優良種子の効果を実証するため、取引ロットの単位で違いを出すことができる面積に対してモデル農家に優良種子を配布する。その際、効果検証のための各種データを収集する。

(17) 豆等の優良種子の導入 (活動 2-1-4)

上記のケツルアズキ等の種子以外について、二期作、三期作の推奨作目として選定されたものがあれば、その優良種子を導入する。

(18) コンバインの適切な利用 (活動 2-1-7)

コンバインを適切に利用するため、農業機械ステーション職員及び農家に対して技術指導を行う。その際、コンバインの機械操作だけでなく、圃場の事前乾燥や、収穫後の効率的な保管・精米計画の検討など、コンバインを軸としたポストハーベ

スト全体の効率化を図る。

(19) 精米歩合確認試験の実施 (活動 1-1-5)

保証種子を使って生産された粳をモデル精米業者が買い取り、一般の粳と比較した精米歩合の差異を計測し、保証種子利用の定量的効果を確認する。

(20) 米生産における官・民・生産者の連携強化 (活動 1-1-6)

米に関して公的機関、民間企業、生産者間のネットワークを強化するため、雨季作の保証種子使用トライアルの結果を Project Implementing Committee 等で報告する。その他、連携強化に必要な調整を行う。

(21) DOA の種子圃場における保証種子、登録種子の品質向上のための技術指導 (活動 1-1-2)

雨季作の収穫期に合わせ、種子選別機と水分計を DOA 種子圃場に供与し、適切な活用のための技術指導を行う。

(22) 豆の畝立て栽培、圃場別水管理 (活動 2-1-8)

AMD の展示圃場のモデル農家に対して、豆作における畝立てや、畝間灌漑のための水管理など、豆の生産効率化のための技術指導を行う。畝立て機 (トラクター／耕運機の作業機) の調達を行う。

(23) 米以外の作目の優良種子の増殖普及体制の導入 (活動 1-2-2)

導入された米以外の作目の優良種子を普及増殖するための仕組みを検討・試行する。その際、DOA、種子生産農家、民間企業等への技術移転を行う。

(24) 現地国内研修又は第三国研修の実施

案件進捗と緬政府からの要望を踏まえ、現地国内研修又は第三国研修を実施する。例えば、本事業初年度は、目指すべき姿を認識するためタイの種子生産農家・飯米生産農家・精米工場・米輸出企業等に先進地視察に行くなど。

(25) 保証種子の調達準備 (活動 1-1-4)

2017 年度雨季作に向け、精米業者が保証種子を使って生産された粳を面的に収集できるようにするための、農家への保証種子供給体制を検討する。その際、2016 年雨季作の収穫期に精米業者が保証種子を買い取り、精米業者が適切な方法で翌年の作付期まで保管し、作付時に一般農家へ販売する等のビジネスモデルにつき、妥当性や、課題の克服方法を検討する。

【2017 年 4 月～2017 年 7 月】

(26) 優良種子を利用した米以外の作目 (豆等) の買い取り促進 (活動 1-2-3)

豆等の収穫期に、豆等の仲買業者の参画を得て、優良種子が一般種子よりも仲買業者にとって望ましい豆等の生産につながったかデータの集計・分析を行い (大きさや色の均質性など)、高値での買い取りを促す。

また、豆脱粒機と豆精選機を DOA 種子圃場に供与し、その適切な利用方法につい

て技術指導を行う。

(27) 米以外の作目(豆等)の優良種子の官・民・生産者間の連携促進(活動1-2-4)  
上記集計結果を活用し、豆等の優良種子を利用した穀物生産、及び豆等の優良種子の生産を普及するための、官・民・生産者間の連携の在り方を検討する。

(28) モデル農家への保証種子の試行配布2回目(活動1-1-4、1-1-5)  
モデルサイトのうちAMDの展示圃場で、雨季作で保証種子の効果を実証するため、保証種子を調達し、精米歩合の違いを出すことができる栽培面積に相当する数のモデル農家に保証種子補助価格で販売する。保証種子その際、効果検証のための各種データを収集する。

プロジェクト一年目は無償配布するが、プロジェクト二年目は、農家の負担を増やしながら、プロジェクト三年目を目途に、農家が保証種子を適正価格で購入し利用する在り方を検討する。

(29) 米優良種子増殖・普及体制の強化

(ア) DOAの種子圃場における原々種種子、登録種子の品質向上のための技術指導を行う。(活動1-1-2)

(イ) プロジェクト一年目の保証種子利用試験の結果を活用し、保証種子利用に係る普及員及び農家の意識改善の取り組みを行う。(活動1-1-3)

(30) 農家経営帳簿の継続(活動2-2-1)

プロジェクト一年目で帳簿を導入したモデル農家よる記帳の結果を集計し、農家が継続するよう指導を行う。なお、プロジェクト1年目からモデル農家になった農家による記帳は、中間モニタリングまでを目途とする。

(31) 農業投入財の適正利用(活動2-1-5)

モデルサイトのうちAMDの展示圃場のモデル農家に対して、肥料及び農薬の適正利用に係る指導を行う。

(32) 稲作の水管理の改善(活動2-1-6)

モデルサイトのうちAMDの展示圃場のモデル農家に対して、中干し等の稲作の水管理技術について、事前の指導を行う。コンサルタント不在期間中に農家に対する技術指導を行う必要がある場合は、ローカルコンサルタントやカウンターパートに対して事前指導を行うなど、その準備を行う。

【2017年10月~2017年12月】

(33) 二期作、三期作の見直し、導入(活動2-1-2)

モデルサイトのうちAMDの展示圃場のモデル農家に対して、二期作、三期作の適切な作目を、市場動向を踏まえ見直しつつ、必要に応じて新規作目を導入するために必要な技術指導、優良種子の調達支援を行う。

(34) コンバインの適切な利用(活動2-1-7)

コンバインを適切に利用するため農業機械ステーション職員及び農家に対して技術指導を行う。その際、コンバインの機械操作だけでなく、圃場の事前乾燥や、収穫後の効率的な保管・精米計画の検討など、コンバインを軸としたポストハーベスト全体の効率化を図る。

(35) 精米歩合確認試験の実施 (活動 1-1-5)

保証種子を使って生産された粳をモデル精米業者が買い取り、一般の粳と比較した精米歩合の差異を計測する。

(36) 米生産における官・民・生産者の連携強化 (活動 1-1-6)

米に関して公的機関、民間企業、生産者間のネットワークを強化するため、雨季作の保証種子使用トライアルの結果を Project Implementing Committee 等で報告する。その他、連携強化に必要な調整を行う。

(37) 豆の畝立て栽培、圃場別水管理 (活動 2-1-8)

モデルサイトのうち AMD の展示圃場のモデル農家に対して、畝立てや、水管理など、豆の生産効率化のための技術指導を行う。

(38) 米以外の作目の優良種子の増殖普及体制の導入 (活動 1-2-2)

米以外の作目の優良種子の増殖普及体制を定着させるため、DOA、種子生産農家、民間企業等への技術移転を行う。

(39) 現地国内研修又は第三国研修の実施

案件進捗と緬政府からの要望を踏まえ、現地国内研修又は第三国研修を実施する。例えば二年目は、AMD の展示圃場のモデル農家による、ミャンマー国内の生産地から輸出までの各プロセスの視察を行い、消費者・流通業者側のニーズに関する意識を高めるなど。

【後半：2018年1月上旬～2021年2月下旬】

雨季作3回、乾季作3回が対象。活動はAMDの展示圃場をモデルとして利用しつつ、AMD 展示圃場以外の圃場整備未了地区で新たにモデル地区（新規モデルサイト）を選定し一般的に普及可能なモデルをつくる。

日本人専門家による農家への直接的な指導から、カウンターパートとなるミャンマー行政官による直接的な指導を日本人が支援する形に徐々に移行する。

3年目はAMD 展示圃場の活動のフォローを行いつつ、新規モデルサイトの活動を開始する。4年目5年目は主に新規モデルサイトで活動しつつ、技術波及のための仕組み作りを行う。特に5年目はモデル農家への技術支援より、プロジェクト終了後の技術波及に向けた準備に注力する。

国内【2018年1月】

(1) ワーク・プラン（原案）の作成

圃場整備未了地域で新モデル農家を選定する3年目開始に先立ち、ワーク・プランを作成し JICA 農村開発部と協議する。

【2018年3月～2018年5月】

(2) ワーク・プランの協議

現地ミャンマー側関係者と協議、意見交換し、プロジェクト後半の全体像を共有する。

(3) 優良種子を利用した米以外の作目（豆等）の買い取り促進（活動1-2-3）

豆等の収穫期に、豆等の仲買業者の参画を得て、優良種子が一般種子よりも仲買業者にとって望ましい豆等の生産につながったかデータの集計・分析を行い（大きさや色の均質性など）、高値での買い取りを促す。

(4) 米以外の作目（豆等）の優良種子の官・民・生産者間の連携促進（活動1-2-4）

豆優良種子を普及するための、官・民・生産者間の連携強化のための各種調整を行う。

(5) 新モデル農家及び新モデル精米所の選定

(ア) AMD 展示圃場以外の圃場整備未了地区における新モデル農家選定のクライテリアを設定する（例えば、普及員、行政区村長(Village Tract leader)、集落長(Village leader)の三者の推薦・合意のある者を選定する等）。

(イ) AMD 展示圃場以外の圃場整備未了地区で、新モデル農家を選定する。その際、モデルの成功確率の高さ（人並み外れて優秀な農家）と、普及可能性（一般的な農家）のバランスに留意する。

また、モデル活動に参加することに伴うリスク（優良種子を購入したが、収穫した粳の販売額が伸びず赤字になる、新品種を導入し失敗する等）を明示し、農家が、リスクと便益を比較した上で参加の意思決定をできるようにする。

(ウ) プロジェクト後半の活動に関連するモデル精米所を選定する。必要に応じて仲買人等関係業者も選定する。

(6) 農家経営帳簿の導入（活動2-2-1）

新モデル農家に農家経営帳簿を配賦し、記帳指導及びモニタリングを行う。その際、記帳するインセンティブをもたらす仕組みを作る（帳簿の買い取り、相互監視の仕組み等）。

(7) 新モデル農家の連絡先一覧の作成・配布（活動2-2-5）

新モデル農家の連絡先一覧を作成し、DOAのコンタクトファーマーに配布する。なお、新モデル農家に対して、親族や知人等へ学んだ技術を伝えるインセンティブを高める仕組みを検討する（例えば、伝えた人数に応じて、翌年に優良種子を補助する等）。

(8) 既往モデル農家のフォロー

AMD 展示圃場内の既往モデル農家を必要に応じてフォローする。

(9) 新モデル農家への精米業者による保証種子供給（活動1-1-4、1-1-5）

過去二年の実証を通じて保証種子利用の効果を確認した精米業者が農家に保証種子利用を推奨し、場合によっては保証種子の供給（有償、無償）を行う事を促す。

(10) 米優良種子増殖・普及体制の強化

(ア) DOA の種子圃場における原々種種子、登録種子の品質向上のための技術指導を行う。(活動 1-1-2)

(イ) 保証種子利用に係る普及員及び農家の意識改善の取り組みを行う。(活動 1-1-3)

(11) 農業投入財の適正利用 (活動 2-1-5)

モデルサイトのうち AMD の展示圃場のモデル農家に対して、肥料及び農薬の適正利用に係る指導を行う。

(12) 稲作の水管理の改善 (活動 2-1-6)

圃場整備未了地区については、圃場別の水管理が難しいことから、中干し等の水管理技術の導入は限定的と考えられるものの、その導入の可能性を検討する。

【2018年9月～2018年11月】

(13) 農業投入財の適正利用 (活動 2-1-5)

新モデル農家に対して、肥料及び農薬の適正利用に係る指導を行う。

(14) 既往モデル農家のフォロー

2018年雨季作及び2018年-2019年乾季作は、AMD 展示圃場内の既往モデル農家を必要に応じてフォローする。

(15) 二期作、三期作の導入 (活動 2-1-1、2-1-2、2-1-3)

新モデル農家に対して、市場動向に鑑み適切な二期作、三期作の作目を導入するために必要な技術指導を行う。

(16) コンバインの適切な利用 (活動 2-1-7)

コンバインを適切に利用するため農業機械化ステーション職員及び農家に対して技術指導を行う。通作道のない圃場整備未了地区では、コンバインの圃場内への搬入に際して隣接する農家間の調整が求められることから、この調整の効率化を図る。

(17) 精米歩合確認試験の実施 (活動 1-1-5)

新モデル農家を対象に、保証種子を使って生産された粳をモデル精米業者が買い取った際の、一般の粳と比較した精米歩合の差異を計測する。

(18) 米生産における官・民・生産者の連携強化 (活動 1-1-6)

米に関して公的機関、民間企業、生産者間のネットワークを強化するため、雨季作の保証種子生産トライアルの結果を Project Implementing Committee 等で報告する。その他、連携強化に必要な調整を行う。



(19) 豆の畝立て栽培 (活動 2-1-8)

新モデル農家に対して、畝立てや、水管理など、豆の生産効率化のための技術指導を行う。

(20) 米以外の作目の優良種子の増殖普及体制の導入 (活動 1-2-2)

米以外の作目の優良種子の増殖普及体制を定着させるため、DOA、種子生産農家、民間企業等への技術移転を行う。

(22) 現地国内研修又は第三国研修の実施

案件進捗と緬政府からの要望を踏まえ、現地国内研修又は第三国研修を実施する。例えば、プロジェクト開始後三年目は、圃場整備未了地区のモデル農家を、AMD 展示圃場内のモデル農家へ連れて行き、農家同士で情報交換を行う場を設けるなど。

【2019年2月～2019年4月】

(23) 農家経営帳簿の結果集計による新技術導入効果の可視化 (活動 2-2-2)

農家経営帳簿を集計・分析し、プロジェクトにより導入された技術、取り組みの農業経営改善効果を可視化する。

(24) 中間モニタリング (活動 1-0-1)

2019年3月～4月にかけて、中間モニタリングを行い、案件の進捗状況を把握し、残り2年間の方向性を検討し、関係者間で認識を共有する。その際、指標に係る中間モニタリング時点のデータを収集する。

(25) 普及マテリアルを利用した普及実施 (活動 2-2-3)

農家経営帳簿の集計、中間モニタリングの結果を踏まえた、農業経営の改善に効果的な技術情報を、新聞、ラジオ、ポスター等を通じて周知する。

(26) 普及教材の作成と配布 (活動 2-2-4)

これまでのプロジェクト活動で農業経営の改善に有効性が高いと確認された技術について、本、ポスター、DVD等の普及教材を作成し、Farmer Development Centerを通じて普及する。その際、単にプロジェクトの取り組みの紹介を行うのではなく、実際に農業経営の改善に効果のあった取り組みを、情報の受け手の農家が再現できるような教材を作成する。

(27) 優良種子を利用した米以外の作目 (豆等) の買い取り促進 (活動 1-2-3)

豆等の収穫期に、豆等のトレーダーの参画を得て、優良種子が一般種子よりもトレーダーにとって望ましい豆等の生産につながったかデータの集計・分析を行い (大きさや色の均質性など)、高値での買い取りを促す。

(28) 米以外の作目 (豆等) の優良種子の官・民・生産者間の連携促進 (活動 1-2-4)

豆優良種子を普及するための、官・民・生産者間の連携強化のための各種調整を行う。

【2019年6月～2019年7月】

(29) 米優良種子増殖・普及体制の強化

(ア) DOAの種子圃場におけるFoundation Seed、Registered Seedの品質向上のための技術指導を行う。(活動1-1-2)

(イ) Certified Seed利用に係る普及員及び農家の意識改善の取り組みを行う。(活動1-1-3)

(30) 新モデル農家への精米業者による保証種子供給(活動1-1-4、1-1-5)

精米業者が農家に保証種子利用を推奨し、場合によっては保証種子の供給(有償、無償)を行う事を促す。

(31) 農家経営帳簿の継続(活動2-2-1)

プロジェクト開始後3年目で帳簿を導入した新モデル農家による記帳を継続するための調整を行う。これら農家は、プロジェクトの終了時評価まで記帳を続けることを想定する。プロジェクト1～2年目の旧モデル農家については、記帳継続の必要性を再検討する。

(32) 農業投入財の適正利用(活動2-1-5)

新モデル農家に対して、肥料及び農薬の適正利用に係る指導を行う。

(33) 稲作の水管理の改善(活動2-1-6)

非圃場整備地区についても、中干し等の水管理技術の導入が可能な場合は、関連する技術指導を行う。

(34) 普及マテリアルを利用した普及実施(活動2-2-3)

情報・マテリアルを更新し、新聞、ラジオ、ポスター等を通じて周知する。

(35) 普及教材の作成と配布(活動2-2-4)

本、ポスター、DVD等の普及教材をFarmer Development Centerを通じて普及する。

【2019年10月～2019年11月】

(36) 二期作、三期作の導入(活動2-1-1、2-1-2、2-1-3)

新モデル農家に対して、市場動向に鑑み適切な二期作、三期作の作目を導入するために必要な技術指導を行う。

(37) コンバインの適切な利用(活動2-1-7)

コンバインを適切に利用するため農業機械ステーション職員及び農家に対して技術指導を行う。通作道のない圃場整備未了地区では、コンバインの圃場内への搬入に際して隣接する農家間の調整が求められることから、この調整の効率化を図る。

(38) 精米歩合確認試験の実施 (活動 1-1-5)

新モデル農家を対象に、必要に応じて、保証種子からなる粳をモデル精米業者が買い取った際の、一般の粳と比較した精米歩合の差異を計測する。

(39) 米生産における官・民・生産者の連携強化 (活動 1-1-6)

米に関して公的機関、民間企業、生産者間のネットワークを強化するため、雨季作の保証種子生産トライアルの結果を Project Implementing Committee 等で報告する。その他、連携強化に必要な調整を行う。

(40) 豆の畝立て (活動 2-1-8)

新モデル農家に対して、畝立てや、水管理など、豆の生産効率化のための技術指導を行う。

(41) 米以外の作目の優良種子の増殖普及体制の導入 (活動 1-2-2)

米以外の作目の優良種子の増殖普及体制を定着させるため、DOA、種子生産農家、民間企業等への技術移転を行う。

(42) 普及マテリアルを利用した普及実施 (活動 2-2-3)

情報・マテリアルを更新し、新聞、ラジオ、ポスター等を通じて周知する。

(43) 普及教材の作成と配布 (活動 2-2-4)

普及した結果の普及員や農家からの反応を踏まえて、本、ポスター、DVD 等の普及教材を更新する。その上で、Farmer Development Center を通じて再度普及する。

【2020年2月～2020年3月】

(44) 農家経営帳簿の継続 (活動 2-2-1)

プロジェクト開始後3年目で帳簿を導入した新モデル農家のデータを集計し、記帳を継続するための調整を行う。

(45) 普及方法のレビュー (活動 2-2-4)

案件終了後に、プロジェクトサイト(4つの灌漑地区内全域)に、技術を波及させるための方法について、これまで、モデルの形成、モデル農家の連絡先の周知、マスコミ等を活用した広報、普及教材の作成・配布を行ってきたが、効果的なあり方を再検討し、波及の促進に向けた取り組みを行う。

(46) 米以外の作目(豆等)の優良種子の利用状況のレビュー (活動 1-2-4)

これまでの豆優良種子の利用促進の取り組みを踏まえ、2019-2020年乾季作における優良種子利用状況をモニタリングする。プロジェクト終了後を見越し優良種子利用の自立発展性を確保するための取り組みを行う。

(47) 米保証種子利用状況のレビュー (活動 1-1-4、1-1-5)

これまでの米保証種子の利用促進の取り組みを踏まえ、2020年雨季作における保証種子利用状況をモニタリングする。プロジェクト終了後を見越し保証種子利

用の自立発展性を確保するための取り組みを行う。

【2020年9月～2020年11月】

(48) エンドラインサーベイ及び終了時評価（自己評価）の実施（活動1-0-1）

2020年9月～11月にかけて、エンドラインサーベイ及び、終了時評価（自己評価）を行い、プロジェクトの到達点を確認するとともに、残り期間に取り組むべき課題と教訓を抽出する。エンドラインサーベイでは、プロジェクトの before/after のうち、after のデータを収集する。また、モデル農家だけでなく、コントロールグループ農家からも同様のデータを収集する。

(49) 自立発展性確保のための取り組み

終了時評価の結果を踏まえ、案件終了後の自立発展性を確保するための技術指導を実施する。また、予算確保に向け、予算要求の手続きやスケジュールに関する情報を収集しミャンマー政府内（地方政府を含む）の各種調整を支援する。

国内【2021年1月】

(50) 業務完了報告書（案）の作成

最終渡航に先立ち業務完了報告書（案）を作成し JICA 農村開発部のコメントを取り付ける。

【2021年2月】

(51) 業務完了報告書の協議

業務完了報告書案につき、現地ミャンマー側関係者と協議、意見交換し、プロジェクト結果の全体像を共有し、Monitoring Sheet 最終版を作成する。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は、プロジェクト業務完了報告書とし、(2) の技術協力成果品を添付するものとする。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内	和文：3部
ワーク・プラン（前半）	業務開始から2か月以内 後。	英文：10部 緬文仮訳添付
Monitoring Sheet Ver. 1	業務開始から約2ヵ月以内	英文：10部
Monitoring Sheet Ver. 2	Ver. 1 提出の6か月後	緬文仮訳添付
Monitoring Sheet Ver. 3	前 Ver 提出の6か月後	CD-R：2枚
Monitoring Sheet Ver. 4	前 Ver 提出の6か月後	

プロジェクト業務進捗報告書	2017年12月	和文：3部 英文：15部 緬文仮訳添付 CD-R：2枚
ワーク・プラン（後半）	後半期間開始から2か月以内	英文：10部 緬文仮訳添付
Monitoring Sheet Ver. 5	業務開始から4か月以内	英文：10部
Monitoring Sheet Ver. 6	前Ver提出の6か月後	緬文仮訳添付
Monitoring Sheet Ver. 7	前Ver提出の6か月後	CD-R：2枚
Monitoring Sheet Ver. 8	前Ver提出の6か月後	
Monitoring Sheet Ver. 9	前Ver提出の6か月後	
Monitoring Sheet Ver. 10	前Ver提出の6か月後	
プロジェクト業務完了報告書	2021年2月	和文：3部 英文：15部 緬文仮訳添付 CD-R：2枚

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定にあたっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

ア ワーク・プラン記載項目（案）

- (ア) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- (イ) プロジェクト実施の基本方針
- (ウ) プロジェクト実施の具体的方法
- (エ) プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- (オ) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- (カ) 業務フローチャート
- (キ) 詳細活動計画（WBS〔Work Breakdown Structures〕等の活用）
- (ク) 要員計画
- (ケ) 先方実施機関便宜供与負担事項
- (コ) その他必要事項

イ プロジェクト業務進捗報告書／業務完了報告書記載項目（案）

- (ア) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- (イ) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- (ウ) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- (エ) プロジェクト目標の達成度
- (オ) 上位目標の達成に向けての提言
- (カ) 次期活動計画（進捗報告書のみ）

添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない。）

- a PDM（最新版、変遷経緯）

- b 業務フローチャート
- c 詳細活動計画（WBS等の活用）
- d 専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- e 研修員実績
- f 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- g 合同調整委員会議事録等
- h その他活動実績

注) イ(オ)及びfの引渡リストは完了報告書のみに記載

## (2) 技術協力成果品等

コンサルタントが直接、またはコンサルタントがC/Pを支援して作成する以下の資料を提出する。なお、以下成果品のドラフトはモニタリングシートに添付して提出し、業務実施結果を踏まえ修正・改良したものを最終的な成果品として、プロジェクト事業進捗報告書／完了報告書に添付して提出することとする。

ア ベースライン調査報告書

イ 中間モニタリング報告書

ウ エンドライン調査報告書・終了時評価報告書（自己評価）

エ 各種研修教材

オ プロジェクト成果広報資料（広報資料の写真は、肖像権、著作権において、JICAが利用することについて、関係者の合意を取ること）

## (3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、JICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

イ 活動に関する写真

ウ WBS等業務の進捗が確認できる資料

エ 業務フローチャート

## (4) その他

その他 JICAが必要と認め、提出を求めたものについて提出する（例、他ドナー説明用の英文ポンチ絵など）。

### 【第3 業務実施上の条件】

#### 1. 業務工程

2016年3月上旬～2021年2月下旬

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### （1）業務量の目途

約 148M/M

なお、業務従事者を補完するローカルコンサルタントの備上を、以下業務量を目途に想定する。

約 67M/M

##### （2）業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。また、以下の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- a) 総括／市場流通（2号）
- b) 官民連携（3号）
- c) 営農／ジェンダー（4号）
- d) 農業機械
- e) 研修教材／業務調整

#### 3. 相手国の便宜供与

##### （1）カウンターパートの配置

##### （2）事務所スペースの提供（約80㎡）

#### 4. 配布資料および閲覧資料

##### 【配布資料】

- ・ 第二次詳細計画策定調査ミニッツ
- ・ 「灌漑農業による生産性強化プロジェクト」第二次詳細計画策定調査（営農／農産物流通販売）業務完了報告書（注、本案件は名称変更を行っている。）
- ・ 農業におけるジェンダー主流化の手引き

#### 5. 業務用機材

種子選別機、プロジェクト車両、モーターバイク、豆脱粒機、豆精選機、畝立て機、穀物水分計を本見積もりに含めることとする。スペック等詳細は、上述の「灌漑農業による生産性強化プロジェクト」第二次詳細計画策定調査（営農／農産物流通販売）業務完了報告書を参照。

他、業務遂行上必要な機材があれば、プロポーザルの中で提案すること。こちら

は別見積もりとする。

## 6. 現地再委託

現地再委託を想定している業務はないが、ベースラインサーベイなど再委託を提案することを認める。

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

## 7. その他留意事項

### (1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

### (2) 現地国内研修、第三国研修

コンサルタントは、研修の実施時期・規模等の詳細についての当初案をプロポーザルにて提案するが、その際、経費については、現地国内研修1回「24名×1週間」、第三国研修2回「12名×2週間」として見積もること（別見積）。経費については、確定段階で契約変更により対応する。

### (1) 個人情報保護

ベースラインサーベイ、エンドラインサーベイでは個人の農業所得に係る情報を収集する。千名に満たない場合、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の適用外となるが、その場合でも、機微な情報であることから、業務実施中の同情報の保護に当たっては、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」における「個人情報ファイル」の扱いに準じた扱いを行い、業務終了時には適切な方法でJICAに引き渡す。

### (4) 安全管理対策

JICA ミャンマー事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、ミャンマーの治安状況、移動手段等について緊密に連絡をとり、安全対策について了解をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

### (5) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談



窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

